

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ ストックオプションってなあに？

Q：ストックオプションの税制上の取扱いが改正されたと聞いたのですが、ストックオプションとはどういったものなのでしょうか。

A：ストックオプションとは、会社が役員や従業員に与えた自社株購入権利のことです。

【解説】

ストックオプション制度とは、将来の一定期間（権利行使期間）内に、当初から決定されている一定の価額（権利行使価額）で、一定数の自社株式を取得することのできる権利を、会社が役員や従業員に対して付与する制度です。

税務では、ストックオプションを行使したときに経済的利益があれば給与所得として、さらに、取得した株式を売却したときには株式譲渡所得として課税されることとなります。

ただし、新規事業法等の認定会社については、ストックオプション行使による経済的利益はその時点での課税を猶予し、取得した株式を売却した時点で権利行使時の経済的利益とキャピタルゲインを併せて課税する措置が認められています。

平成9年5月の商法改正により、新規事業法等の認定会社だけでなく、一般企業もストックオプション制度を実施することができるようになったのに伴い、平成10年度の税制改正では、一定の要件を満たせば、一般企業でも課税の繰延が認められることになりました。

